

松本市「新型コロナウイルス対策持続化支援補助金」

に関するお知らせ（令和2年9月4日版）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、地道な販路開拓等に取り組む小規模事業者等を支援するため、

国の小規模事業者持続化補助金の交付対象者に市が上乗せ補助を実施します。

対象者

①国の小規模事業者持続化補助金（一般型）の 交付決定を受け、事業を実施する者

第1回公募分（令和2年3月10日～31日）、第2回公募分（～6月5日）
※採択時に「新型コロナウイルス感染症加点」を受けている方を対象とします。

②国の小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の 交付決定を受け、事業を実施する者

第1回公募分（令和2年5月1日～15日）、第2回公募分（～6月5日）
第3回公募分（～8月7日）、第4回公募分（～10月2日）※以降の公募分を含む

対象経費

①持続的な経営に向けた販路開拓等に取り組む費用

②新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるための前向きな投資を伴う費用

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

類型C：テレワーク環境の整備

※①②ともに、松本商工会議所または松本市波田商工会の助言等を受けて経営計画を作成する必要があります。

補助率

① 国 2/3、市 残り自己負担の1/2 ※事業再開枠を除く

② 国と県の合計 9/10、市 残り自己負担の1/2 ※事業再開枠を除く

補助上限額

① **【合計 62.5万円】** 国 50万円、市 12.5万円

※産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を受けた方は、補助上限額が国100万円、市25万円となります。

② **【合計 142.5万円】** 国 100万円、県 35万円、市 7.5万円

申請書類

- ・交付申請書兼実績報告書
※申請書に記載された添付書類の添付が必要となります。
- ・交付決定通知書兼確定通知書

申請方法

松本市商工課（〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所5階）まで提出ください。

※申請は国・県の補助金確定通知の受領後となります。

問い合わせ先

松本市商工観光部商工課 0263-34-3110

松本商工会議所中小企業振興部 0263-32-5350

松本市波田商工会 0263-92-2246